

# 名護市空き家住宅改修支援事業 補助金のお知らせ

工事費の40%を補助します！！

最大40万円



名護市では、空き家を改修し活用することにより、空き家の解消・住宅の質の向上及び住宅住環境の保全につながることを目的とし、空き家改修工事費の一部を補助します！！

※予算に達し次第、受付を終了いたします。

## 補助対象者

- ・市税等を滞納していない方。
- ・工事完了後(完了実績報告)までに居住すること。

## 対象住宅

空き家住宅

※「空き家」とは、市内に在る一戸建ての住宅で、居住の用に供する建築物のうち、居住する者のないことが常態であって、その期間がおおむね1年以上であるものをいう。ただし、別荘、建売住宅及び不動産業を営む者又はこれと同等と認められる者が所有するものを除く。

## 対象工事

市内に本社若しくは営業所を有する法人または本市に住民登録している個人施工業者が行う工事。

## 補助金の額

補助対象経費の40%に相当する額（ただし千円未満切り捨て）

※補助金の額が40万円を超える場合は40万円が限度となります。

## 補助対象工事期間

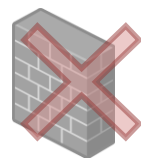
補助の対象となる工事期間は、補助金交付決定を受けた日から当該年度の2月末日までとする。

## 対象の工事

- ①既存住戸内の間取りを変更する工事（天井、床、壁の改修など）
- ②台所、浴室、洗面所又は便所の改修（便器の取り替え、タイルの張り替えなど）
- ③給排水、電気又はガス設備の改修（②にともなう配管のやり替え、照明の設置など）
- ④屋根、外壁等の外装の改修

## 対象外の工事

- ①倉庫、車庫、物置などの工事
- ②別荘、共同住宅、店舗、事務所、工場などの工事
- ③門扉、ブロック塀、外溝などの工事
- ④庭園、植樹、剪定などの工事
- ⑤太陽光発電、エアコン、防犯カメラ、テレビアンテナなどの設置工事
- ⑥畳、カーペット、カーテンなどの購入のみ
- ⑦公共下水道接続工事、浄化槽設備の工事
- ⑧災害等による保険給付金の対象となる工事
- ⑨国、県又は市の他の制度において、補助を受ける経費
- ⑩ベランダ、縁側の新設工事
- ⑪申請者自ら行う工事
- ⑫既存住宅の増築工事



## 【問い合わせ先】

名護市役所 建設部

建築住宅課 建築相談係

☎0980-53-1212（内線223）